

指定(介護予防)訪問看護事業所の運営規程

玉島中央病院訪問看護ステーション 〔指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所〕 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団新風会が開設する指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従業者(以下「看護師等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護または指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護事業所または指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 玉島中央病院訪問看護ステーション
- 二 所在地 倉敷市玉島阿賀崎 2 丁目 566 番 5

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 看護師 1 名(看護職員と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他管理を一元的に行う。
- 二 看護師等 (常勤換算で 2.5 名以上(うち 1 名は常勤職員))
看護師等は、(介護予防)訪問看護計画書及び(介護予防)訪問看護報告書を作成し、看護師等は、指定訪問看護または指定介護予防訪問看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 6 月 1 日、8 月 15 日、12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。
- 2 営業時間 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。
- 3 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 一 病状・障害の観察
- 二 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 三 食事及び排泄等日常生活の世話
- 四 褥瘡の予防・処置
- 五 リハビリテーション
- 六 ターミナルケア
- 七 認知症患者の看護
- 八 療養生活や介護方法の指導
- 九 カテーテル等の管理
- 十 その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 指定訪問看護または指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護または指定介護予防訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 10 キロメートル未満が 1 回 100 円、片道 10 キロメートル以上は 1 回 200 円

- 3 死後の処置料は、平日 10,000 円、夜間休日 16,000 円とする。
- 4 前二項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、倉敷市、浅口市区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、指定訪問看護または指定介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う事とする。

- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための担当者を選任し、次の措置を講じるものとする。

- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年一回以上）
- 二 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法の検討
- 三 その他虐待防止のために必要な措置

(苦情処理)

第11条 管理者は、提供した指定訪問看護または指定介護予防訪問看護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及びその家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後3か月以内

二 継続研修 年1回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団新風会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、令和7年11月1日から施行する。

指 定 訪 問 看 護
指定介護予防訪問看護の契約内容とサービスのご案内
(重要事項説明書・契約書)

玉島中央病院訪問看護ステーション

事業所番号 医療保険 029,055,9
介護保険 3360290559

〒713-8121

倉敷市玉島阿賀崎2丁目566番5

TEL 080-2530-0083

FAX 086-526-8117

重要事項説明書

◆事業所について

指定番号	医療保険 029,055,9 介護保険 3360290559
名称	玉島中央病院訪問看護ステーション
住所	倉敷市玉島阿賀崎 2 丁目 566 番 5
電話	080-2530-0083
FAX	086-526-8117
営業日	月曜～土曜日 日曜祝日は休み 及び 6 月 1 日、8 月 15 日、12 月 30 日～1 月 3 日
営業時間	午前 9 時～午後 5 時 ＊緊急連絡・対応は 24 時間可
実施地域	倉敷市 浅口市

◆職員体制など

職種	常勤	非常勤	備考
管理者	1		看護師と兼務
看護師	3	1	うち 1 名管理者と兼務
事務職員	1		病院と兼務

(看護師は常勤換算方法で 2.5 名以上)

◆訪問看護サービス内容

- ・身体的状況や病状の観察、健康管理
- ・栄養、清潔、排せつなどのお世話
- ・機能訓練などのリハビリテーション
- ・認知症への看護
- ・精神疾患の方への看護
- ・福祉用具や住宅改修のアドバイス
- ・医療処置や医療器具の管理

◆利用料等

利用料 別紙参照

以下の場合、実費にて支払いをお願いします。

- ・交通費 地域を越えて行う場合

実施地域を越えた地点から片道 10Km 未満が 1 回 100 円、片道 10Km 以上は 1 回 200 円

- ・死後の処置料を行う場合 平日 10.000 円 夜間休日 16.000 円

◆ご利用にあたってのお願い

- ・保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合、必ずお知らせください。
- ・やむを得ず予定変更を生じた場合、必ず前日までにご連絡をお願いします。

◆守秘義務

当事業所の看護師は正当な理由がない限り、訪問看護サービスの提供にあたって知り得たご利用者様及びご家族の秘密を洩らしません。退職後も同様に努めます。

◆訪問看護における個人情報同意について

1.使用する目的

事業者が介護保険に関する法令等に従い、訪問看護サービスを円滑に実施するために行う利用する訪問看護の記録を市町村、医療機関等へ提出ならびにサービス担当者会議等において必要な場合のみ使用します。

2.使用にあたっての条件

- (1) 個人情報の提供は、1.に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には、関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意をはらう事。
- (2) 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容について記録しておくこと。

3.個人情報の内容（例示）

氏名、住所、健康状態、病歴、家族状態、その他一切の利用者や家族個人に関する情報

4.使用する期間

訪問看護契約書内容、重要事項説明書に準ずる。

◆相談・苦情の窓口

サービスについてのご相談やご不満、ご意見などのある場合は下記担当者までご連絡ください。苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対応し、サービス向上・改善に努めます。処理体制については別紙の通りです。

相談苦情の連絡先

玉島中央病院訪問看護ステーション

TEL 080-2530-0083 担当者 管理者 竹内 美千代

市町村の相談・苦情窓口でも受け付けています。

倉敷市役所 介護保険課	TEL 086-426-3343	8:30~17:15（土日祝除く）
浅口市役所 高齢者支援課	TEL 0865-44-7113	8:30~17:15（土日祝除く）
岡山県国民健康保険団体連合会	TEL 086-223-8811	8:30~17:00（土日祝除く）

◆損害賠償

当事業所は訪問看護サービス提供中に担当看護師の過失により万一事故が発生した場合は、その損害を賠償します。但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。

◆緊急時および事故発生時の対応

訪問看護サービス提供中に利用者様の病状の変化が生じた場合には、必要に応じて手当を行うとともに速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める等の必要な処置を講じます。なお、処置体制は別紙の通りです。

緊急の場合は下記にご連絡ください。24時間対応していますので、ご遠慮なくお申し出ください。ただし、救急車を呼ばなければならない状態であれば、救急搬送をお願いいたします。

連絡先

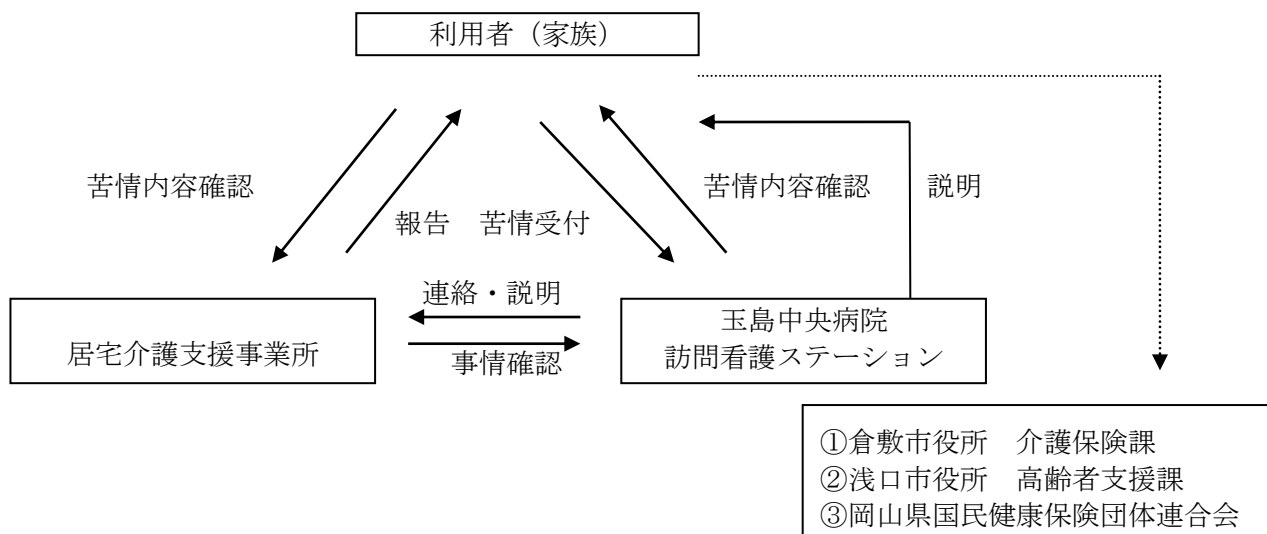
玉島中央病院訪問看護ステーション

TEL 080-2530-0083

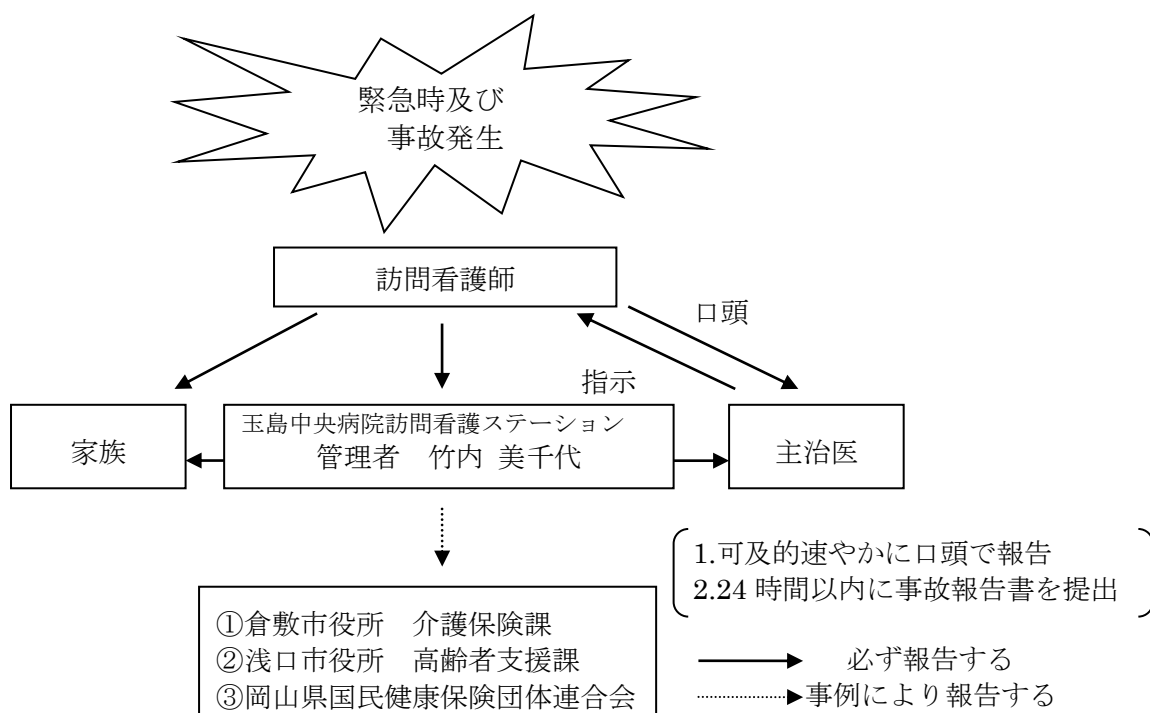
◆地震等の災害時の対応について

- ・災害の状況により、できる限り安全確保をした上で、訪問を中止することもあります。
- ・実際に地震等の災害が発生した時は、各自ですべきことや避難方法、連絡方法などを家族等で話し合っておいてください。
- ・災害による緊急訪問の依頼には対応いたしておりません。

苦情処理体制の流れ



緊急時および事故発生時処理体制の流れ



訪問看護（介護予防）サービス利用契約書

____様（以下「利用者」といいます。）と玉島中央病院訪問看護ステーション

（以下「事業所」といいます。）訪問看護サービスの利用に関して次の通り契約を結びます。

（訪問看護サービスの目的）

第 1 条 医療法人社団新風会が開設する指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に係る事項を定め、事業所の看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護または指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護事業所または指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

（契約の有効期限）

第 2 条 この契約書の有効期間は、____年 ____月 ____日から訪問看護サービスの完結する日とします。

（訪問看護計画の作成・変更）

第 3 条 事業者は主治医の指示、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問看護計画を作成し、訪問看護計画作成後も当該実施状況の把握に努めます。

2.訪問看護計画には、療養上の目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。

3.訪問看護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合はその内容に沿って作成します。

4.事業者は次のいずれかに該当する場合には、第 1 条に規定する訪問看護サービスの目的に従い、訪問看護計画の変更を行います。

- （1）利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該訪問看護計画を変更する必要がある場合
- （2）利用者が訪問看護サービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合

（主治医との関係）

第 4 条 事業者は、訪問看護サービスの提供を開始する際には主治医の指示を文書で受けます。

2.事業者は主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医と密接な連携を図ります。

（訪問看護サービスの内容及びその提供）

第 5 条 事業者は、訪問看護サービスとして担当の訪問看護師が利用者の居宅を訪問して下記の訪問看護サービス等を提供します。

- （1）病状、傷害の観察
- （2）清拭・洗髪等による清潔の保持
- （3）食事及び排泄等、療養上の世話
- （4）褥瘡の予防・処置
- （5）リハビリテーション
- （6）ターミナルケア

- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(利用料)

第6条 事業者が提供する訪問看護サービスの利用単位ごとの利用料及びその他の費用は、別紙訪問看護重要事項説明書に記載したとおりです

2.利用者は、サービスの対価として前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を事業者に支払います。

(利用料の滞納)

第7条 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用料を3か月以上滞納した場合において事業者が利用者に対して10日以内に滞納額を支払うよう催告したにもかかわらず、全額の支払いがないとき、事業者は利用者の健康・生命に支障がない場合に限り、全額の支払いがあるまで利用者に対する訪問看護サービスの全部又は、一部の提供を一時停止することができます。

2.利用者が事業者に対し、前項の一時停止意思表示をした後、2週間経過しても全額の支払いがないとき、事業所は利用者の健康・生命に支障がない場合に限り、この利用者の契約を解除することができます。

(訪問看護サービスの提供の記録等)

第8条 事業者は、訪問看護の実施ごとに、訪問看護サービスの内容等を記録書等に必要事項を記入いたします。

2.事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供に関する記録を整理し、完結日から5年間適正に保管します。

(緊急時等の対応)

第9条 事業者は、訪問看護サービス提供を行っているときに、利用者の病状に変化が生じた場合、必要に応じて応急の手当を行うとともに、速やかに主治医への連絡をとるなど必要な対応を講じます。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための担当者を選任し、次の措置を講じるものとする。

1. 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年一回以上）
2. 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法の検討
3. その他虐待防止のために必要な措置

(苦情対応)

第11条 事業者は、苦情対応の責任者及びその連絡先から明らかにし、事業者が提供した訪問看護サービスについて利用者又は利用者の家族から、苦情の申し立てがある場合は、迅速かつ誠実に対応を行います。

(秘密保持)

第 12 条 事業者及び担当の看護師は、正当な理由がない限り、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族等の秘密を漏らしません。

2.担当の訪問看護師の守秘義務は退職後も同様です。

3.事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の家族の同意を、又は利用者の家族等の情報を用いる場合は当該利用者から同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者または利用者の家族等の情報を用いません。

(利用者の解除権)

第 13 条 利用者は、7 日以上予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

(事業者の解除権)

第 14 条 事業者は、利用者が法令違反又はサービス提供を阻害する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、30 日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

2.事業者は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって、主治医、利用者の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者、公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

(契約の終了)

第 15 条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約を終了するものとします。

- (1) 利用者が第 13 条により契約を解除したとき
- (2) 事業者が第 7 条第 2 項又は第 14 条により契約を解除したとき
- (3) 利用者が事業地域以外に移転したとき
- (4) 利用者が死亡したとき

(損害賠償)

第 16 条 事業者は、訪問看護サービスの提供にあたって、万が一事故が発生した場合は速やかに必要な措置を講じます。

2.前項において、事故により利用者又はその家族の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、事業者は速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者に故意過失がない場合はその限りではありません。

3.前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重大な過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

(重要事項説明書)

第 17 条 利用者は、訪問看護サービスの申し込みをする時、事業者から重要事項説明書の説明を受けます。

2.事業者は、利用者に重要事項説明書を説明し、同意を得て、訪問看護サービスを実施します。

(協議事項)

第 18 条 この契約に定めない事項については、双方が誠意をもって協議により定めます。

訪問看護サービス利用契約書及び同意書

玉島中央病院訪問看護ステーション

訪問看護とは、利用者の方とご家族が安心して療養生活を過ごしていただくために、主治医と連携をとり、ご自宅、在施設に訪問させていただくことができるサービスです。
なおサービスの提供は、倉敷市・浅口市在住、在施設に限ります。

(説明日) 令和 年 月 日
説明者氏名 _____

私は、事業者の訪問看護サービスの利用にあたり訪問看護サービス利用契約書及び重要事項説明書について説明を受け内容を理解しましたので、玉島中央病院訪問看護ステーションの訪問看護を受けることに同意しました。個人情報の提供にも同意します。

令和 年 月 日

利用者	本人	住所							
		氏名	印						
		TEL							
	代筆者	住所							
		氏名	印			続柄			
		TEL							
	家族	住所							
		氏名	印			続柄			
		TEL							
	緊急時の連絡先	①		続柄		TEL			
②			続柄		TEL				
かかりつけ医	医療機関名					主治医			
	住所					TEL			
		☐ 医療保険				☐ 介護保険			
		☐ 24 時間対応体制（医療）				☐ 緊急時訪問看護（介護）			

※この同意は、ご本人またはご家族等の意思でいつでも撤回できます。

当事業所は居宅サービス事業者として申し込みを受託し、この契約に定める訪問看護サービスを誠実に責任もって行います。

事業者	医療法人社団 新風会
事業所	玉島中央病院訪問看護ステーション
所在地	倉敷市玉島阿賀崎 2 丁目 566 番 5
管理者名	竹内 美千代